

鹿屋市多様な担い手育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、農業従事者の高齢化が進み基幹的農業従事者数が減少する中、本市の農業の維持及び発展のために農業の多様な担い手の育成及び確保を図るため、営農継続に必要となる農業用の機械及び施設（以下「機械等」という。）を導入しようとする者に対し、予算の範囲内において鹿屋市多様な担い手育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けていないこと。
- (2) 基盤強化法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていないこと。
- (3) 補助対象者名義の農地又は農地中間管理事業を活用した農地で10a以上耕作する者
- (4) 補助対象者名義で農作物を出荷していること。
- (5) 補助を受けた次年度から起算して少なくとも3年間は営農すること。
- (6) 本市が推進する各種農業施策に協力的なこと。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (9) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

**第3条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、営農継続に必要な機械等の取得費とし、50万円を限度とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、補助対象経費の10分の3以内とし、15万円を限度とする。ただし、補助金

の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前申請)

**第5条** 補助対象者は、規則第4条に規定する補助金の交付申請の前に、鹿屋市多様な担い手育成支援事業計画承認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 図面、カタログ等の施設又は機械の仕様が分かる書類
- (3) 見積書
- (4) 農作物の出荷証明書等
- (5) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付予定者の選定等)

**第6条** 前条の事前申請があった場合は、別に定める選定基準に基づき選定基準ポイントを算出し、当該選定基準ポイントの最上位の者から順次に予算の範囲内で補助金の交付の予定者(以下「交付予定者」という。)として選定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付予定者を選定したときは、速やかに選定した交付予定者(以下「選定者」という。)に対し、鹿屋市多様な担い手育成支援事業計画選定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

3 選定者が補助金の交付申請をしようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(財産処分に係る承認申請等)

**第7条** 補助金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、補助金を活用し、整備した機械等を処分しようとするときは、規則第20条の規定により、財産処分承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、機械等の処分を承認するときは、財産処分承認通知書(別記第4号様式)により受給者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第8条** 市長は、受給者が、この要綱に違反し、又は不正の手段等により補助金を受けたと認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。